



深谷市

老朽化した危険な空き家・無接道の空き家の除却費用を補助します！

1

危険空家等解体補助金

【補助金の対象となるかたの要件】

- ・空き家の所有者

【補助金の対象となる空き家の要件】

昭和56年5月31日以前に建築され、**不良住宅**に判定された空き家
 ※ 不良住宅の判定は、事前調査に基づき、市で判定を行います。



※不良住宅のイメージ

補助金額・・・**上限80万円**（住民税非課税世帯のかた）
上限30万円（上記以外のかた）

※ 補助対象費用の5分の4又は
 床面積1㎡につき2万円を乗じた額のいずれか低い額

2

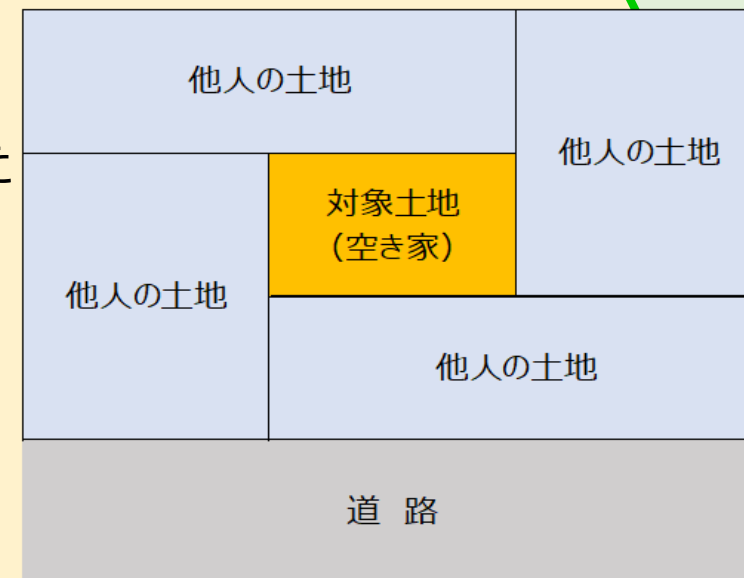
無接道空家等解体補助金

【補助金の対象となるかたの要件】

- ・接道している隣地の所有者 かつ 空き家と土地を購入されるかた

【補助金の対象となる空き家の要件】

- ・接道要件が理由で再建築不可となる敷地上にある空き家



※無接道敷地の例

補助金額・・・**上限50万円**

※ 補助対象費用の2分の1又は
 床面積1㎡につき2万円を乗じた額のいずれか低い額

【注意事項】

事前調査申込受付期間・・・令和6年7月1日から令和6年11月30日

補助金申請の際には、**事前調査が必要**になりますので、まずは下記の問い合わせ先までご相談ください。

※ 予算額に達し次第、補助金の受付を終了します。

★問い合わせ先★

深谷市役所 自治振興課（市役所本庁舎2階21番窓口）

TEL:048-574-8597 FAX:048-501-5222

※ 補助制度の詳細や申請書等については深谷市ホームページまたは、補助金の手引き（冊子）をご覧ください。

深谷市役所 空き家に関する補助制度のページ二次元コード →

